

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、収益事業として香芝市臨床心理カウンセリング業務の請負業を行ってきたが、今回、廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条の2を削除する。
(事由) 収益事業を廃止するため。
2. 第20条第2項第6号を削除する。
(事由) 収益事業を廃止するため。
3. 第38条第2項第5号を削除し、第38条第2項第6号、第7号、第8号及び第9号をそれぞれ同条第2項第5号、第6号、第7号及び第8号とする。
(事由) 収益事業を廃止するため。
4. 第63条第1項の「収益事業用財産」を削除し、表記を整える。
(事由) 収益事業を廃止するため。
5. 第63条第4項を削除する。
(事由) 収益事業を廃止するため。
6. 第63条第5項を第4項とし、「収益事業用財産」を削除し、表記を整える。
(事由) 収益事業を廃止するため。
7. 第67条第2項を削除する。
(事由) 収益事業を廃止するため。
8. 第69条第3項を削除する。
(事由) 収益事業を廃止するため。
9. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和○年○月○日）から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。